

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 3

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】 4
- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 6
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局市政変革推進室】 7

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 10

北九州市告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第53条第1項及び第58条第1項の規定により、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者を指定したので、同法第78条第1号、第115条の10第1号及び第115条の30第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月6日

北九州市長 武内和久

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6911 32	訪問看護ステーションファースト	北九州市八幡東区前田二丁目13番10号レイ前田403	株式会社ファースト	令和6年12月1日

2 介護予防支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4062 20	ケアステージ	北九州市小倉北区片野一丁目15番9-204号クレベール片野	株式会社ヴェルデ・ポム	令和6年12月1日
4070 7024 04	ケアプランセンター白馬	北九州市八幡西区市瀬二丁目12番64号	株式会社白馬	令和6年12月1日
4070 7084 50	ケアプランセンターエリー	北九州市八幡西区高江一丁目9番18号	合同会社五郎丸	令和6年12月1日

北九州市告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月6日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 2023 97	オウルヘルパー ステーション若 戸	北九州市若松区 浜町一丁目4番 11号	株式会社オン ジュワール	令和6年1 1月11日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4066 5901 36	さかえケア訪問 看護ステーショ ン若戸	北九州市若松区 浜町一丁目4番 11号	株式会社さか えケアサービ ス	令和6年1 1月11日
4066 6906 47	訪問看護ステー ション ファー スト	北九州市八幡東 区前田二丁目1 3番10号 レ イ前田403号	株式会社さわ やかファーマ シー	令和6年1 1月30日
4067 7904 95	訪問看護ステー ション たすか る	北九州市小倉南 区蒲生二丁目1 2番12号エコ 倶楽部蒲生II2 号室	株式会社たす かる	令和6年1 1月30日

3 福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 2024 05	福祉用具 L e g o + 若戸	北九州市若松区 浜町一丁目4番 11号	ジェイマツト ジャパン合同 会社	令和6年1 1月11日

北九州市公告第 8 4 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス大里店  
北九州市門司区大里戸ノ上二丁目 7 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 7 年 8 月 3 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 2 4 8 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
4 8 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
1 0 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
2 7 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
9 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

令和6年12月2日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和7年4月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年4月7日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 8 4 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
Microsoft ソフトウェアライセンス包括使用契約（EES） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 6 年 1 1 月 1 9 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 QTnet  
福岡市中央区天神一丁目 1 2 番 2 0 号
- 5 落札金額  
4 億 9, 4 4 9 万 8, 4 0 0 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 6 年 1 0 月 4 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 850 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

物件番号 3

ア 所在地 八幡西区真名子一丁目 6 1 8 番 5 ほか 3 筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 3, 360. 80 平方メートル

エ 最低売却価格 4, 033 万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 7 年 3 月 28 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 6 年 12 月 30 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

公告日から令和 7 年 2 月 14 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

令和 7 年 1 月 24 日の午前 10 時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和 7 年 1 月 15 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

申込みは、北九州市財政・変革局市政変革推進室に電話で行うこと。

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

令和7年2月13日及び同月14日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政・変革局市政変革推進室に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和7年3月28日 午前11時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

7 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
  - ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 契約規則第2条の規定に該当する者

## 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

## 11 先着順売払いについて

入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。

### (1) 受付及び申込書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

### (2) 受付期間

令和7年4月18日から同年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

## 12 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

電話 093-582-2007

北九州市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,394人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万4,944人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,091人

小倉北区 4万9,901人

小倉南区 5万7,078人

若松区 2万1,929人

八幡東区 1万7,709人

八幡西区 6万8,351人

戸畑区 1万5,497人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万8,278人